

主要な研究成果

原子力安全規制と組織コンプライアンス活動との協働を促進する 内部告発者保護制度の運用改善提案

背景

原子力に関連する不祥事や事故の未然防止に向けた取組みが、原子力産業にとって重要な課題となっている。しかし、法規制の強化のみを通じてそれを実現することには限界がある。公的部門による規制活動と事業者の法令・規則遵守(コンプライアンス)活動との間に良好な相互関係(協働)を構築することが必要である。

目的

原子力安全規制と組織コンプライアンス活動との協働関係構築の推進力となり得る制度として、原子炉等規制法における申告制度の詳細設計及び運用のあり方について提案を行う。

主な成果

1. 米国における制度先行導入事案の分析と成功要因の抽出

米国では原子力安全規制分野への内部告発者保護制度の導入を契機に、「従業員懸念事項報告プログラム」と呼ばれる社内通報制度が原子力事業者に普及した。インタビュー調査などから、(1)告発者保護の徹底などを通じて制度の信頼性を高め、告発が容易となる制度環境の整備、及び(2)問題行為への迅速な対応という観点から社内通報制度に一定の役割を与え、それへの誘導を図る内部告発者保護制度の運用が有効であることを示した。それにより、米国では内部告発者保護制度が規制とコンプライアンス活動との協働関係構築の推進力となっている。

2. 我が国における内部告発者保護制度の運用実態分析と改善提案

我が国の「主務大臣等に対する申告」制度は、平成14年に発覚した東京電力原子力発電所自主点検データ不実記載問題での運用不全に対する反省から、制度運用の強化・拡充が図られた。しかし、これを規制と事業者の活動との協働関係構築の推進力として評価した場合、なお多くの改善の余地が残されている。米国先行例の分析を踏まえ、これらの改善点を抽出し、それらに対して以下の制度改善提案を行った(表1)。

(1) 制度信頼性の確保

- 申告者に対する具体的救済手続の整備などを通じた、申告が容易な制度環境づくり
- 制度濫用に対する注意・罰則などの措置の制度運用要領への取り入れ
- 申告による規制改善提案を規制内容や運用に反映させるための手続の整備

(2) 社内通報制度への役割付与　社内通報制度利用の働きかけを制度運用要領の中に明記

今後の展開

実効性あるコンプライアンス体制を導入している企業に対する行政処分の減免を認めるインセンティブ型規制や、コンプライアンスに関する民間ガイドラインなど、原子力安全規制と組織コンプライアンス活動との協働を促進すると考えられるその他の仕組みについても考察を進め、総合的な提案に繋げる。

主担当者　社会経済研究所 地域経済・エネルギー技術政策領域　主任研究員　田邊　朋行

関連報告書「原子力安全規制と組織コンプライアンス活動との協働—内部告発者保護制度導入の意義及びその改善提案」電力中央研究所報告：Y05015（2006年3月）

8. ヒューマンファクター・運用制度

表1 我が国原子炉等規制法「主務大臣等に対する申告」制度の課題及び改善提案

項 目		課 題	改 善 提 案
制度信 頼性 確保 に 関 す る 課 題	申告が容易な制度環境づくり	申告者救済手続の整備	「原子力施設安全情報申告制度運用要領」における申告者救済に関する規定がない
		協力会社による申告者差別	協力会社が自発的に申告者を差別した場合、申告者が保護されない
		協力会社との間の取引関係の保護	協力会社との取引関係の維持が保護対象とされない
	制度濫用への対応		制度濫用は一定の行政資源を独占することにより正当な理由に基づく告発に関する調査を阻害する
	現場情報の規制内容・運用への反映	規制内容・運用への申告内容反映の確保	事業者内部で問題が解決された場合の規制主体への報告が規定されていないため、それらの情報を規制の見直しや策定などに反映させることができない
		事業者内部で対応が図られた場合の規制主体への報告の確保	事業者内部で問題が解決された場合の規制主体への報告が規定されていない
	制度の適正運用	立入検査の適正実施	立入検査によって、申告者情報守秘及び事業者業務が阻害される可能性がある
		案件公表の適正な運用	詳細内容が公表されることによる風評被害発生の可能性が事業者にある
社内通報制度への役割付与		申告者に対する社内通報制度利用の働きかけが、「原子力施設安全情報申告制度運用要領」において明確に規定されていない	①申告受付時における社内通報制度の存否の確認と申告者に対する同制度利用の働きかけの実施、②「原子力施設安全情報申告制度運用要領」における社内制度利用働きかけの明確化